2026年11月24日

各　位

会 社 名　三菱化工機株式会社
代表者名　代表取締役 社長執行役員　田中 利一
（コード：6331、東証プライム）
問合せ先　企画管理統括本部副本部長 兼 企画部長
中谷 朋喜
（TEL. 044－333－5354）

ISS社及びグラスルイス社の議決権行使助言に関する当社の見解について

三菱化工機株式会社（以下「当社」といいます。）が2026年12月４日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に上程する「第４号議案　定款の一部変更の件（２）」（以下「第４号議案」といいます。）について、議決権行使助言会社であるInstitutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」といいます。）及びGlass, Lewis & Co., LLC（以下「グラスルイス社」といいます。）が、反対を推奨するレポートを発行したことを確認いたしました。なお、第４号議案を除く他の議案については、ISS社及びグラスルイス社の双方から、すべて賛成を推奨いただいております。

本臨時株主総会の各議案に関する当社の考え方等は、本臨時株主総会の株主総会参考書類等に記載のとおりではありますが、当社といたしましては、株主の皆様に改めて本臨時株主総会の各議案に関する当社の考え方等を十分にご理解いただきたく、ISS社及びグラスルイス社のレポートに対する当社の見解を、以下のとおりご説明申し上げます。

株主の皆様におかれましては第４号議案を含む各議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．ISS社及びグラスルイス社の反対推奨の理由

ISS社及びグラスルイス社は、それぞれのレポートにおいて、第４号議案以外のすべての議案について賛成を推奨しつつ、第４号議案については、商号をはじめ、他にも重大かつ多様な変更点を含む定款変更議案であるところ、実質的には発行可能株式総数のみに着目した以下の理由により反対推奨をする旨を述べられております。

ISS社及びグラスルイス社は双方とも、一般に、合理的な理由が示されない限り、発行可能株式総数の増加幅などが一定の基準を超える場合には、議案に反対されるものと理解しております。本件では、当該増加についてそのような理由を開示していないと指摘されています。

２．当社の見解及び変更理由に関する補足説明

当社は、2026 年９月 30 日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2027 年４月１日（予定）をもって、月島ホールディングス株式会社との間で、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、本臨時株主総会において、第４号議案を含めた各議案を上程することを予定しております。

第４号議案は、本経営統合後の新会社として必要となる商号、事業目的、本店所在地及び機関設計等の整備を行うものであり、発行可能株式総数の変更もその一環として実施するものです。当社は、本経営統合後の事業規模拡大を踏まえ、事業ポートフォリオ及び将来の成長機会を総合的に勘案し、新会社として適切と考える授権資本の水準を設定しており、特定の資金調達や株式発行を予定しているものではありません。

ISS 社及びグラスルイス社は、発行可能株式総数の変更に関する各社の基準に照らして第４号議案への反対を推奨しておりますが、本経営統合そのものについては賛成を推奨いただいております。本経営統合をご支援いただく際には、是非とも上記背景をご勘案の上、第４号議案を含む各議案について議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

３．最後に

当社は、本経営統合により、お互いの強み・課題が補完関係にある両社がそれぞれの強みとする経営資源を結集し、リソースの集約化を図ることで事業効率及び競争力・品質を高度化させ、今後の社会産業構造の変化に対応しつつ成長市場の取り込みを目指しうる形で収益力の強化により強固な事業基盤を構築することが、厳しさを増す競争環境に対応しつつ持続的な企業価値の向上及びすべてのステークホルダーへの一層の貢献に資するものと考えております。

当社の株主の皆様におかれましては、本経営統合全体に対する当社の上記見解及び補足説明をご勘案いただき、本臨時株主総会の各議案への議決権行使を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上